

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2026 年 10 月 14 日

ENECHANGE 株式会社

ENECHANGE カスタマーサービス株式会社

2026 年 10 月 14 日

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社)	東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号 虎ノ門 30 森ビル 2 階 ENECHANGE 株式会社 代表取締役 CEO 丸岡 智也
(承継会社)	東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号 虎ノ門 30 森ビル 2 階 ENECHANGE カスタマーサービス株式会社 代表取締役 五十嵐貴裕

ENECHANGE 株式会社（以下「分割会社」といいます。）と ENECHANGE カスタマーサービス株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、両当事者間で締結した 2026 年 9 月 28 日付吸収分割契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、分割会社が営む家庭向け電気の切替事業に係るオフラインチャンネル事業（以下「本件事業」といいます。）に関して分割会社が有する権利義務の一部を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関して、分割会社が会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、また、承継会社が会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項、第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号、第 192 条第 1 号）
承継会社は、本吸収分割に際して、分割会社に対し、承継会社の株式その他の資産の割当てを行いませんが、分割会社は承継会社の発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。
3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2

号、第 192 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 3 号、第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 分割会社に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 5 号、第 192 条第 4 号)

(1) 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。分割会社の最終事業年度に係る計算書類等につきましては、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) 又は分割会社の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://enechange.co.jp/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 分割会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 当社は、2026 年 6 月 22 日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議し、下記のとおり当該取得を完了いたしました。

記

- (i) 取得対象株式の種類：当社普通株式
 - (ii) 取得した株式の総数：3,245,700 株
 - (iii) 株式の取得価額の総額：999,970,800 円 (売買手数料は含まれておりません)
 - (iv) 取得期間：2026 年 8 月 10 日～2026 年 8 月 21 日 (約定ベース)
 - (v) 取得方法：東京証券取引所における市場買付
- ② 当社は、2026 年 7 月 24 日開催の取締役会において、株式会社ダーウィンの発行済株式の全部を取得し、同社を当社の完全子会社とすることを決議し、同月 31 日に当該取得を実行いたしました。

6. 承継会社に関する事項 (会社法施行規則第 183 条第 4 号、第 192 条第 6 号)

(1) 承継会社の成立の日における貸借対照表

別紙 2 のとおりです。

(2) 成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。

(3) 承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

7. 効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、第 192 条第 7 号）

(1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割後における分割会社の資産の額は、その負債の額を上回ります。また、本吸収分割後の事業活動に関して、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されておりません。よって、本件効力発生日以降において、分割会社が履行すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本吸収分割により承継会社が承継する資産の額は承継する負債の額を上回ることが見込まれております。また、本吸収分割後の事業活動に関して、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は現在のところ予想されておりません。よって、本件効力発生日以降において承継会社が履行すべき債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

ENECHANGE 株式会社（以下「甲」という。）及び ENECHANGE カスタマーサービス株式会社（以下「乙」という。）は、甲が営む家庭向け電気の切替事業に係るオフラインチャンネル事業（以下「**本件承継対象事業**」という。）に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「**本件吸収分割**」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「**本吸収分割契約**」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲及び乙は、本吸収分割契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割の方法により、本件効力発生日（第 3 条において定義される。）をもって、承継対象権利義務（第 4 条第 1 項において定義される。）の一切を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

甲：ENECHANGE 株式会社

東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号虎ノ門 30 森ビル 2 階

(2) 吸収分割承継会社

乙：ENECHANGE カスタマーサービス株式会社

東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号虎ノ門 30 森ビル 2 階

第 3 条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「**本件効力発生日**」という。）は、2026 年 12 月 1 日とする。ただし、本件吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により、必要と認めるときは、甲乙協議し合意の上、本件効力発生日を変更することができる。

第 4 条（吸収分割により承継する権利義務）

1. 乙が本件吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（以下「**承継対象権利義務**」という。）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。ただし、当該承継について関係官庁等の承認等又は契約の相手方その他の第三者の承諾等を要するものは、当該承認等又は承諾等の取得を条件とする。
2. 本件吸収分割により甲から乙に承継される債務その他の義務の引受けについては、全て免責的債務引受の方法による。
3. 第 1 項により乙が承継する承継対象権利義務のうち、会社法第 759 条第 2 項の規定により両当事者の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務は、両当事者間においては、乙の最終的な負担とする。かかる場合において、甲が弁済その他の負担をしたときは、甲は乙に対してその負担額を求償することができる。
4. 第 1 項により乙が承継する甲の債務を除き、乙は甲の債務を引き受けない。但し、会社法第 759 条第 3 項又は同条第 4 項の規定により甲の債務を乙が弁済その他の負担をしたときは、乙は甲に対してその負担額を求償することができる。

第 5 条（吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して、乙が第 1 条に基づき承継する承継対象権利義務に代わる株式その他の金銭等を交付しない。

第6条（善管注意義務）

甲及び乙は、本吸収分割契約の締結日から本件効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行う。

第7条（競業避止義務）

甲は、本件効力発生日後においても、本件承継対象事業について、会社法第21条に定める競業避止義務を負わない。

第8条（誤入金等の精算）

1. 本件効力発生日以降、以下の各号に定める事由が生じた場合、各当事者は、相手方当事者に対し、当該各号に定める額の支払を請求することができる。
 - (1) 自らに帰属すべき金銭債権の弁済その他の支払を相手方当事者が受領した場合：
当該受領額
 - (2) 相手方当事者の負担すべき金銭債務につき自らが弁済その他の負担をした場合：
当該負担額
2. 前項各号に定める事由が生じた場合、当該受領又は負担をした当事者は、その旨及びその金額を相手方当事者に速やかに通知し、別途甲乙間で定める期日までに精算するものとする。

第9条（事情変更）

本吸収分割契約の締結日から本件効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態及び経営状態又は本件承継対象事業に重大な変動が生じた場合、本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本吸収分割契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、書面により、本吸収分割契約を変更し又は本吸収分割契約を解除することができる。

第10条（費用負担及び公租公課）

1. 甲及び乙は、別途合意する場合を除き、本吸収分割契約の締結及び履行に関連して各自に発生する費用については、各自これを負担するものとする。
2. 甲及び乙は、承継対象権利義務の承継又は対抗要件具備に関連して登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する費用は、乙の負担とする。但し、各当事者に対して課される公租公課は、各自の負担とする。

第11条（準拠法）

本吸収分割契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈される。

第12条（裁判管轄）

本吸収分割契約に関連する甲と乙との間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（本吸収分割契約に定めのない事項）

本吸収分割契約に定めるもののほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本吸収分割契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

以上の合意を証するため、本吸収分割契約書の正本 2 通を作成し、各当事者は、署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2026 年 9 月 28 日

甲：東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号虎ノ門 30 森ビル 2 階
ENECHANGE 株式会社
代表取締役 丸岡 智也



乙：ENECHANGE カスタマーサービス株式会社
東京都港区虎ノ門三丁目 2 番 2 号虎ノ門 30 森ビル 2 階
代表取締役 五十嵐 貴裕



別紙

承継権利義務明細表

本件吸収分割により乙が甲より承継する資産、負債、契約その他の権利義務等は、以下に掲げる資産、債務・負債、契約その他の権利義務とする。

1. 承継される資産及び負債

- (1) 現預金：後記 3.(3)に定める賞与支払債務及びこれに付随する法定福利費（乙が負担する社会保険料等）の合計額に相当する金額。なお、具体的な金額については、賞与評価の確定後、本件効力発生日の前日までに甲乙協議の上、別途決定するものとする。
- (2) その他の資産及び負債：該当なし。疑義を避けるために記せば、以下の(a)乃至(c)に該当する資産及び負債はいずれも乙に承継されない。
 - (a) 本件効力発生日の前日までに発生した金銭債権及び金銭債務（売掛金、未収入金、未収収益、貸付金、買掛金、未払金、未払費用、借入金、前受金その他名目のいかなを問わない一切のものを含む。）
 - (b) 棚卸資産、原材料、仕掛品、什器備品その他の有体物（所有権又は占有に基づく権利義務を含む。）
 - (c) 無形固定資産（ソフトウェア及び知的財産権を含む。）

2. 承継される契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務（労働契約を除く。）

- (1) 承継対象事業に関する一切の契約の契約上の地位及び当該契約に基づく既発生の権利義務。ただし、承継対象事業以外の事業にも関連する契約については、承継対象事業に関連する部分に限る（甲乙間で別途合意したものを除く。）。
- (2) 前号その他本別紙の規定にかかわらず、以下の(a)乃至(c)に該当する権利義務（本件効力発生日以後に発生するものを含む。）については、承継対象外であり甲に留保されるものとする。
 - (a) 本件効力発生日の前日までに甲の紹介等により小売電力事業者等と需要家との間で既に成立した電力供給契約等に関する甲から当該小売電力事業者等に対する手数料、紹介料その他の報酬債権
 - (b) 本件効力発生日の前日までに甲の販売代理店の媒介により小売電力事業者等と需要家との間で既に成立した電力供給契約等に関する甲から当該販売代理店に対する手数料、紹介料その他の報酬債務
 - (c) 当該電力供給契約等に関する需要家による短期解約その他の事由に基づき甲が当該小売電力事業者等に対して負う手数料等返還債務
 - (d) 当該電力供給契約等に関する需要家による短期解約その他の事由に基づき甲が販売代理店に対して有する手数料等返還請求権

3. 承継される従業員

- (1) 本件吸収分割の効力発生の直前時において本件承継対象事業に主として従事する従業員その他の従業員のうち別添 1 に記載の従業員（合計 24 名とする。ただし、本件効力発生日の前日までに退職した者並びに甲及び本人が別途の取扱いに合意した者を除く。以下「対象従業員」という。）と甲との間の雇用契約その他の契約に係る契約上の地位及び当該各契約に基づく一切の権利義務
- (2) 前号の規定にかかわらず、対象従業員に対する賃金であって、本件効力発生日の前日（2026 年 11 月 30 日）以前の期間の労働に対する対価として発生し又は発生する給与債務（2026 年 12 月 10 日支給予定である同年 11 月分給与を含む。）、ならびに当該給与に関連して生じる社会保険料、労働保険料および源泉所得税等の納付義務については、乙に承継せず、甲に留保されるものとする。
- (3) 第(1)号の規定により乙が承継する権利義務には、対象従業員に対する賞与であって、本件効力発生日以後に支給日が到来するもの（2026 年 12 月中に支給予定の冬季賞与を含む。）に係る支払義務が含まれるものとし、その評価対象期間が本件効

力発生日以前であるか否かを問わず、乙がこれを承継するものとする。

4. 承継される許認可等

本件承継対象事業のみに関する許可、認可、免許、登録、届出等のうち、法令等上承継可能なもの

以上

承継対象となる従業員

[社員番号]

525462	524398	522174	524391	524390
525435	525439	524297	519060	523263
525434	526468	725174	725175	622004
724152	725172	622006	725173	725177
522175	523249	524399	519050	-

(計 24 名)



ENECHANGE カスタマーサービス株式会社
貸借対照表
(2026 年 9 月 24 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金及び預金	1	負債の部合計	—
		純資産の部	
		資本金	1
		純資産の部合計	1
資産の部合計	1	負債及び純資産の部合計	1

以上